

## 【提出書類チェックリスト】

《お願い》

書類の不備・不足があると確認に時間を要し、支給が大幅に遅れる可能性があります。  
お手数ですが十分に確認の上、ご提出くださいますようお願いいたします。

※チェック欄に☑したことを確認のうえ、本用紙は必ず申請書類とあわせてご提出ください。

申請者名： \_\_\_\_\_ 様

No.	提出書類	備考	チェック欄	
			申請者	事務局
(No. 1～5) 申請者全員が提出してください。				
1	<売上の減少した中小事業者に対する一時金交付申請書(様式1)>	詳しくは「記入例」をご覧ください。 ※消えるボールペン使用不可。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	<事業活動がわかる書面>	事業内容を確認できるホームページやチラシ、パンフレット、営業許可証、直近の販売伝票等の写しを提出してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	<一時金の振込先の通帳の写し>	口座名義人、金融機関名、金融機関の支店名、預金の種類及び口座番号が分かる資料(通帳の写し等)を提出してください。 ※インターネットバンキングを御利用の方は、上記事項が確認できる資料を提出してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	<令和3年分の営業状況が分かる資料>	令和3年5月の売上台帳等 (経理ソフトやエクセルで作成した売上データを印刷したもの、手書きの売上帳のコピーなど)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(No. 5) 「ア」、「イ」、「ウ」、「エ」の区分の中から該当する区分の書類を提出してください。				
5	<p>&lt;令和3年5月の売上が令和元年又は2年5月と比べて30%以上減少したことがわかる書面&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>※確定申告については、窓口で申告した場合は、<u>收受日付印が押印されているものを提出してください。</u> e-Taxによる申告の場合は、<u>「受信通知」を合わせて提出してください。</u></p> <p>※所得税の確定申告が必要な額に満たない事業規模の事業者については、市町村に提出した住民税申告書控の写しを提出してください。</p> </div> <p>&lt;本人確認の書類&gt; ※個人事業者の場合のみ提出</p> <p>&lt;飲食店営業許可証&gt; ※宿泊事業者及び飲食事業者の場合提出</p>	<p><b>【法人の場合(A+B+C)】</b> 令和元年又は2年5月分が含まれる A: 確定申告書別表一の写し B: 法人事業概況説明書の写し (月別売上金額が記載されたページを含む) C: 飲食店営業許可証 ※Cは宿泊事業者及び飲食事業者の場合提出</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<p><b>【青色申告をした個人事業主の場合(A+B+C+D)】</b> 令和元年又は2年分の A: 確定申告書第一表の写し B: 所得税青色申告決算書の写し (月別売上金額が記載されたページを含む) C: 運転免許証、パスポート又は保険証の写し (申請時に有効なもの) D: 飲食店営業許可証 ※Dは宿泊事業者及び飲食事業者の場合提出</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<p><b>【白色申告をした個人事業主の場合(A+B+C+D)】</b> A: 令和元年又は2年分の確定申告書第一表の写し B: 令和元年又は2年全ての月の売上げが分かる売上台帳等 (経理ソフトやエクセルで作成した売上データを印刷したもの、手書きの売上帳のコピーなど) C: 運転免許証、パスポート又は保険証の写し (申請時に有効なもの) D: 飲食店営業許可証 ※Dは宿泊事業者及び飲食事業者の場合提出</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<p><b>【令和2年5月2日以降に創業した事業者(A+B+C+D+E)】</b> A: 令和2年分の確定申告書第一表の写し B: 令和3年3月期または4月期の売上台帳等 (経理ソフトやエクセルで作成した売上データを印刷したもの、手書きの売上帳のコピーなど) C: 令和2年5月2日以降に創業したことが分かる書類 (法人設立届出書または開業届等) D: 運転免許証、パスポート又は保険証の写し (申請時に有効なもの) ※Dは個人事業者の場合に提出 E: 飲食店営業許可証 ※Eは宿泊事業者及び飲食事業者の場合提出</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※本県版一時金第2弾の交付額は1事業者あたり一律20万円となります。

《申請書送付先》

〒960-8043

福島市中町1-19 福島中町郵便局留 福島県一時金事務局 宛

※7月30日(金)の消印有効